**砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援**

**及び公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託**

**プロポーザル実施要領**

砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援及び公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、砺波市（以下「本市」 という。）が、砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援及び公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

１　実施の目的

政府による「2050 年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。 また、2021 年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法の基本理念として「2050 年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。このような背景のもと、本市では2050 年脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

本業務は、地域に適した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定と公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を行い、実施計画に基づく脱炭素の取り組みを推進することにより、国が進める脱炭素社会の実現のため、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく2030年度温室効果ガス排出46％削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するとともに、地域課題の解決に繋げることを目的とする。

２　業務の概要

（１）業務名

砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援及び公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託

（２）業務内容

本要領と「砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務仕様書」及び「公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和７年１月１５日（水）まで

（４）委託上限額

１７，６２６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、業務別の事業費上限額は、以下のとおり

ア　砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

８，９９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

イ　公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託

８，６３６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

　（なおアの協議会の委員謝礼金については、上記委託金額には含まない。）

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため１事業者に委託することとするが、事業実施にあたっては、支出項目など２つの事業内容を明確に区別して実施することとする。

また、本業務は、環境省補助事業である令和５年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第１号事業）及び（第２号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。

なお、本業務における成果品については、令和７年度に改定予定の地球温暖化防止砺波市役所実行計画に反映させる予定である。

３　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、砺波市契約規則を遵守したうえ、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（１）「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務」に関し実績のあること。

（２）本業務を主に担当する者（事務局と業務について協議し、中心となって計画策定支援業務を行う者をいう。）については、上記（１）の計画業務経験者とする。

（３）令和５・６年度砺波市入札参加資格者名簿に登載されていること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

（５）本業務委託の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、本市から指名停止を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定による再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

（７）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。

（８）国税、地方税を滞納していないこと。

４　選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 期　間　等 |
| 公募の開始 | 令和６年６月３日（月） |
| 質問の受付 | 令和６年６月３日（月）から令和６年６月７日（金）午後４時まで＊質問は電子メールにて受付ける。（E-mail:seikatsu@city.tonami.lg.jp)電子メール送信後、市民生活課に確認の電話をすること。 |
| 質問の回答 | 令和６年６月１２日（水）＊質問の回答は、ホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあるので留意すること |
| 参加申込書の提出 | 令和６年６月３日（月）から令和６年６月１４日（金）までの土日祝を除く午前９時から午後４時まで。（電子メールにて提出のこと） |
| 企画提案書等の提出 | 令和６年６月１４日（金）から令和６年６月２０日（木）までの土日祝を除く午後９時から午後４時まで。（電子メールにて提出のこと） |
| 選定結果の通知 | 令和６年６月２７日（木）頃までに電子メールで通知する予定。 |
| 契約締結 | 令和６年７月３日（水）頃までの契約締結を予定している。 |

５　参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「参加申込書（様式１）」、「業務経歴書（様式３）」を提出すること。

（１）本業務に関する書類の提出及び問い合わせ先

　　　砺波市市民生活課

　　　〒９３９－１３９８　富山県砺波市栄町７番３号

　　　電話　０７６３－３３－１３７２

　　　FAX　０７６３－３３－６８１８

　　　メールアドレス　seikatsu@city.tonami.lg.jp

(２)関係書類の交付

　　　当市のホームページからダウンロードにより交付する。

（３）提出方法

電子メールにて提出すること。各書類のファイル形式は、pdfとする。電子メール送信後、市民生活課に確認の電話をすること。

（４）プロポーザルに関する質疑

　　　質疑がある場合は、上記の問い合わせ先に連絡すること。

（５）説明会の開催

本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

６　企画提案書等の提出

参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 注意事項 |
| ① | 届出書 | 指定様式による（様式２） |
| ② | 業務経歴書 | 指定様式による（様式３） |
| ③ | 実施体制調書 | 指定様式による（様式４） |
| ④ | 配置予定者調書 | 指定様式による（様式５） |
| ⑤ | 企画提案書 | 業務全般に関する企画、提案（任意様式） |
| ⑥ | 業務工程表 | 業務実施にあたっての工程（任意様式） |
| ⑦ | 見積書 | 任意様式（積算内訳も提出）＊「砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務」に係る見積りと「公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託」に係る見積りは分けて提出すること。＊業務内容の項目毎に記載すること。 |

（１）提出先

参加申し込みの提出先と同じ。

（２）関係書類の交付

　　　当市ホームページからダウンロードにより交付する。

（３）提出方法

電子メールにて提出すること。各書類のファイル形式は、pdfとする。電子メール送信後、市民生活課に確認の電話をすること。

（４）留意事項

　　　なお、②～⑦の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないこと。

７　企画提案書の作成及び留意事項

（１）企画提案書の規格

　　　A4版とし、書式、項数については特に定めないものとする。ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

（２）企画提案書の構成（以下の内容について、簡潔に記載すること）

ア　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の基本的な考え方

イ　企画提案のポイント

　　　　　砺波市の現状・課題、社会情勢（国や県の動向）に関する認識

　　　　　独自の提案、工夫などアピールしたい事項

（３）その他

仕様書に記載のない業務であっても、必要と考えられる業務がある場合は、委託限度額の範囲内で提案しても構わない。

８　審査

（１）審査方法

プレゼンテーションによる審査は実施しない。

審査委員会による審査結果の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定者として決定する。最高点に同数があった場合は、審査委員会が決定する。契約予定者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者の契約予定事業者とする。

また、審査委員会での選考は非公開とする。

　（２）審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 配点 |
| １　執行体制・実績 | 共通 | 業務実績 |  10点 |
| 実施体制 | 5点 |
| 配置予定技術者が有する資格、実績 |  5点 |
| ２　企画提案の内容（適格性、実現可能性） | 共通 | 事業への理解度 |  10点 |
| 区域施策編 | 地域の特性・課題の整理や分析 |  15点 |
| 再生可能エネルギーの導入目標の設定や施策検討 | 10点 |
| ポテンシャル調査 | 地域の特性・課題の整理、設置箇所の調査・検討 |  15点 |
| 事業性評価・地域の経済・社会にもたらす効果等の整理、検討 | 5点 |
| 共通 | 事業実施スケジュール |  10点 |
| ３　見積書の金額比較 | 区域施策編に係る見積書の金額比較 |  5点 |
| ポテンシャル調査に係る見積書の金額比較 | 　 10点 |
| 合　計 | 100点 |

　※「業績実績」は、参加資格にある地方公共団体が発注する「地球温暖化対策実行計画　　　（区域施策編）」及び「公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務」の受注実績を審査の対象とする。

※評価する資格は、技術士（総合技術監理部門、環境部門、森林部門、電気電子等）、RCCM（電気電子）、エネルギー管理士、電気主任技術者等の専門分野の資格、その他業務遂行に際し有益と認められる資格とする。

９　結果の通知及び公表

選考結果は、提案者全員に通知する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

１０　契約の締結

審査により選定された契約予定者と契約交渉を行う。契約内容については企画提案書の内容を基本とし、当市との契約予定者が協議のうえ確定するものとする。

１１　その他

（１）プロポーザル実施要領等の承諾参加希望者は、参加申込書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）このプロポーザルへの参加にあたって必要となる費用の全額は、参加する事業者の負担とする。

（３）提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（４）提出書類については、砺波市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

（５）提出された書類は一切返却しない。

（６）以下のいずれかに該当するときは、参加を無効とする。

ア　参加資格を欠くもの。

イ　提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

エ　信義に反する行為があったとき。

オ　その他選考に係る不正行為があったもの。

（７）プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるものの他、応募にあたって仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。